

明治初期の三井物産会社の帳簿組織

西 川 登

目 次

- I. はじめに
- II. 三井物産会社の創立と初代社長・益田孝
- III. 三井物産会社の決算報告書類と元帳勘定との関係
- IV. 創業期の三井物産会社の帳簿組織
- V. JOURNALおよびCASH BOOKの「附替」「入記」とLEDGERへの「登録」
- VI. おわりに

I. はじめに

明治初期における西洋式簿記の導入については、1864年（元治元）に徳川幕府によって設立され、明治新政府に引き継がれた横須賀製鉄所（海軍工廠の前身）で、フランス人会計課長のメルシェーが仏文の帳簿を付けたこと、1871年（明治4）開業の造幣寮で英文と和文の帳簿組織が使われ、寮内で複式簿記が伝習されたことが、西川孝治郎の研究で明らかにされている（西川孝 [1971] 38-112頁）。また、1873年（明治6）に、福沢諭吉翻訳（というよりも翻案）の『帳合之法初編（略式）』2冊（『帳合之法第二編（本式）』2冊の出版は1874年）、アラン・シャンド原著・大蔵省訳編『銀行簿記精法』5冊、および加藤斌訳『商家必用初編』2冊（『商家必用二編』2冊の出版は1877年）が上梓されて以来、明治時代には陸続と西洋式簿記の翻訳書が出版されたが、それらについては西川（孝）や津村怜花による研究蓄積がある（西川孝治郎氏論文リスト、津村 [2007a] [2007b] [2009] [2010]）。なお、西川（孝）収集の明治期簿記書コレクション「西川文庫」については安藤 [2004] 参照）。さらに、日本における決算報告書類公表制度の嚆矢となり、他の多くの国立銀行や一般産業企業への洋式簿記会計の普及に大きな役割を果たした第一国立銀行や他の国立銀行の決算報告書制度について、片野一郎と久野秀男が詳細に研究していて、高寺貞男や高橋伸子の考察もある（片野 [1968] [1977]、久野 [1969] [1987] [1992]、高寺 [1974]、高橋 [2009]）。また、国立銀行決算報告書制度を規定した国立銀行条例に関して金融史や経済史から数多くの研究が行われていて（例えば、新保 [1964]、白坂 [2011] など）、第一国立銀行などに対する金融検査制度に関して大江清一や白坂亨の研究がある（大江 [2006] [2007]、白坂 [2012]）。

しかるに、明治初期における一般産業企業での簿記会計実務については、三菱商会・三菱汽船会社（日本郵船の前身）に関する西川（孝）、久野、高寺、および山口不二夫の研究や（西川孝 [1967] [1971]、久野 [1970]、高寺 [1974]、山口 [1998] [2007] [2008] [2012a] [2012b]）、久野による内国通運会社（日本通運の前身）創業期の「財務諸表と簿記組織」や抄紙会社・製紙会社（王子製紙の前身）の決算報告書に関する言及（久野 [1975] [1976] [1987]）、西川登による諸会社の西洋式簿記導入時期の概略的な紹介（西川登 [1996]）以外に見当たらない。明治初期の企業の簿記会計実務についての研究が不調な原因の一つには、現存史料の不足があるのかもしれない。

さて、1876年（明治9）に設立された三井物産会社の創業以来のCASH BOOK, JOURNAL, およびLEDGERの3帳簿と「総勘定書」、「総勘定明細書」、「総損益勘定」、「損益勘定明細書」などの決算報告書が公益財団法人・三井文庫（東京都中野区）にかなり残されている。本稿は、第1期の「総勘定書」および「総勘定巨細書」の2つの決算報告書とCASH BOOK, JOURNAL, およびLEDGERの3帳簿を主たる分析対象として、三井物産会社の初期の帳簿組織を考察していく。なお、本稿の本文中での史料の引用等は、読みやすくするために漢字やかなづかい等を適宜改めている¹。ただし、文献目録や引用注などでの人名・資料名、図表の中の文等では原資料の表記のままにしている。

II. 三井物産会社の創立と初代社長・益田孝

三井物産会社の設立は、三井銀行と同じ1876年7月1日であった。ただし、両社の誕生の経緯は全く異なり、三井銀行が江戸時代からの両替店からの発展であるのに対し、三井物産は井上かおる・益田ますだ孝たかしらによって設立された貿易会社の「先取会社」を前身とする。井上は維新政府の大蔵大輔であったが、1873年（明治6）に下野し、井上の引きで大蔵省の造幣権頭ごんのかみになっていた益田も井上に従った。井上は、政府高官とのつながりが深い商人の岡田平蔵と輸出貿易を行う「岡田組」を1874年（明治7）1月に立ち上げ、井上が総裁、岡田が社長、益田が頭取となったが、半月後に岡田が急死した。井上は、岡田組を解散して先取会社せんしゅうを起し、その総裁となり、益田が頭取に就任した（三井文庫 [1980] 218-220頁）。

井上は、1875年（明治8）に元老院議官に任ぜられ、再び政界へ転身することになったので先取会社は閉鎖することとなり、益田は残務整理に当たった。ちょうどそのころ、三井組の重役でみのむらりざえもんのちに三井銀行の総長代理副長となる三野村利左衛門から、井上を通じて、益田に三井の貿易商社を設立する要請があった。井上・三野村・益田の話し合いにより、先取会社の事業を引き継いで三井物産会社を設立することが決まった。三井物産会社は、形式的に社主を三井養之助ようのすけと三井武之助たけのすけとしたが、総轄（のちに社長）となった益田が業務を取り仕切った（三井文庫 [1980] 221, 245頁、長井 [1939] 171-176頁）。また、先取会社の創立に参加した木村正幹まさもとが副総轄（副社長）に就任した。木村は益田よりも5歳年長で、長州藩士の家に生まれ、藩役所で会計ないし

経理事務を経験し、先収会社や三井物産でも財務・経理の責任者であったと考えられる（由井 [2007] 223, 227, 235 頁）。

三井物産会社は三井養之助・武之助の両名の組合契約によって設立されたが、これは、三井銀行が万一破綻した場合に三井一族の生計を維持しようとするとともに、逆に、三井物産がうまくいかなかったときに三井組および三井銀行が損失を負担しないようにとの危険分散の意味があった。そのため、三井物産は、資本金なしで、三井銀行と5万円、第一国立銀行と1万円の当座借越契約を結んで発足した²。三井組大元方は22,900円の貸付金を無利息、10年賦で提供しただけであった³。三井物産は、創業後間もない1876年11月15日に三井組国産方（開業1874年8月31日）を吸収合併し、業容を拡大するとともに、当初は十数名であった社員に国産方の50余名を加えた（三井文庫 [1980] 248, 249, 272 頁）。

ところで、三井物産会社初代社長の益田孝は、1848年（嘉永元）に佐渡・相川で生まれた。1855年（安政2）に父が函館奉行支配調下役になったことから、函館奉行所属僚の子弟ということで英語を習い、やがて家族で江戸に移住し、孝は1859年（安政6）年に支配通弁御用出役となり、本格的に英語を勉強した。1863年（文久3）、遣仏使節池田筑後守の随員となった父の従者として渡欧し、帰国後、一緒に渡欧した矢野次郎（のちに益田孝の推薦で商法講習所の初代所長になる）とともに幕府陸軍の騎兵となった。なお、益田孝は矢野の妹の栄子と1868年（慶応4）に結婚した。また、孝の弟の克徳は（のちに東京海上保険会社勤務支配人、東京米穀取引所、王子製紙、明治生命、石川島造船所の取締役を歴任）1869年（明治2）に慶応義塾へ入塾している。維新後の益田孝は、横浜の商館の通訳をしたり、茶と海産物の売込商となったのち、ウォルシュ・ホール商会の「クラーク」を経て、井上の薦めで大蔵省に出仕し、1872年（明治5）4月に造幣権頭となった。このときに大蔵省・紙幣寮を「切り回し」ていたアラン・シャンド（Alexander Allan Shand）と懇意になった（長井 [1939] 7-151 頁）。

益田孝が権頭（副長官）となった造幣寮は、英国人のキンドル（Thomas William Kinder）が造幣首長に就任していた。西川孝治郎の研究によれば、そこでは、1870年（明治3）に雇い入れられたポルトガル人・ブラガ（Vicente Emilio Braga, 1840-1911）が、勘定役兼帳面役として、英国製の帳簿に英文で記帳していた。その簿記組織は、Voucher から Waste Journal に仕訳記帳し、それを Journal に清書し、そこから General Ledger に転記し、残高試算表である Daily Balance を日々作成し、定期的に Balance Sheet と Profit & Loss Account を調べるというもので、金・銀・銅のおのおのにつき一揃いの帳簿があった。また、そのそれぞれに対して和文帳簿も作られた（西川孝 [1971] 80-101 頁, 同 [1982] 103-110 頁）。

ブラガは簿記実務に当たる一方で日本人に複式簿記を講義し、彼に西洋式簿記を学んだ者は相当の数にのぼる（西川孝 [1971] 102-111 頁）。ただ、ブラガはどのようなわけか1873年（明治6）には造幣寮での「計算記帳の習学」に反対している。これに対し、権頭の益田と計算課長の三島為嗣が大蔵省事務総裁の大隈重信に陳情書を書いて、三島課長が講師となって簿記伝習が行

われた(西川孝 [1982] 112-114 頁)。

さて、ほどなくして益田は、前述のように、井上の下野に従って先取会社の設立に参加したが、先取会社は西洋式複式簿記を取り入れた。三井文庫に先取会社の JOURNAL (資料番号, 物産 618), CASH (同, 物産 617), および LEDGER (物産 620) が保管されている。それらの 3 帳簿は、英国製で、1874 年(明治 7) の分は英文で、1875 年(明治 8) 以降の分は日本語で、いずれもペン書きで記帳されている⁴。後述する三井物産会社のものは最初から日本語で記帳されているが、帳簿組織および記帳方法は先取会社のものも三井物産のものも、細部を除き、ほぼ同様である。「先取会社 岡田組規則」(三井文庫所蔵資料, 物産 214-2) には記帳について次のような規定がある。

当座帳は頭取自らこれを記載し、勘定方へ回すべし。勘定方はこれを得て日記を作り、つづいて大帳・金銀出納帳等を入記帳し、毎日の^{さしひき}差引報告、翌日第十時までに出すべし。その他、売買高、損益高ならびに各家と差引の報告等、毎月^{まで}の分は翌月二日迄に、毎年^{まで}の分は翌年一月十五日迄に各支店の分とを総括して^{さしだ}差出すべし。
^{ただ}但し^{すべ}諸帳は^{ママ}都て^{もち}復記の法を用ゆべし。

(原文は縦書きで旧漢字、カタカナひらがな混用。句読点・ルビ等を引用者=西川が補う)

この規定の通りに実際に簿記実務が行われたのか、当座帳がどのようなものか、また、日記が JOURNAL に、大帳が LEDGER に、金銀出納帳が CASH に相当するものなのか(だとすれば、文面の転記順序と矛盾)、勘定方に英文簿記のわかる人を得たのか等については、今のところわからない。ただ、先取会社の人員が十数名であったことや、益田が英語に堪能で米国人商館のクラークの経験があることからすれば、益田自らが記帳を担当したことも充分に考えられよう。もし、益田自らが記帳したのであれば、規則に書かれた簿記手続が精確でなくても、大きな問題ではなかったであろう。

憶測はこれくらいにして、以下に、三井物産会社の決算報告書と帳簿組織がどのようなものであったのかを、史料に即してみていってみよう。

Ⅲ. 三井物産会社の決算報告書類と元帳勘定との関係

三井物産会社の決算報告書類は、創立年の 1876 年(明治 9) から 1885 年(明治 18) までの貸借対照表(名称は「総勘定書」または「総勘定」などで一定しない)または詳細貸借対照表(「^{こさい}総勘定巨細書」または「総勘定明細書」)や損益計算書(名称は「損益勘定」, 「総損益勘定書」など)とその付属明細書類がかなり揃って現存し⁵, それ以降は 1900 年(明治 33) までのものが断片的に残っていて、30 種以上の決算報告書が残っている決算期もある(資料番号, 物産 521-1~物産 567)。それらの決算報告書はいずれも、和装(和紙, 和綴じ)の^{ししゅう}四周^{きょうかく}单边^く郭

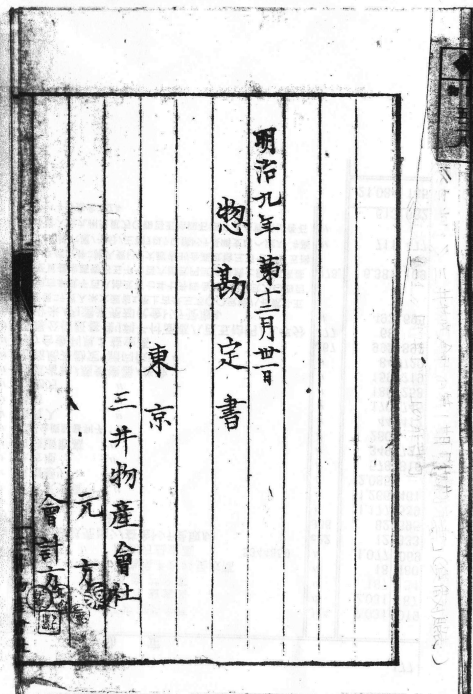
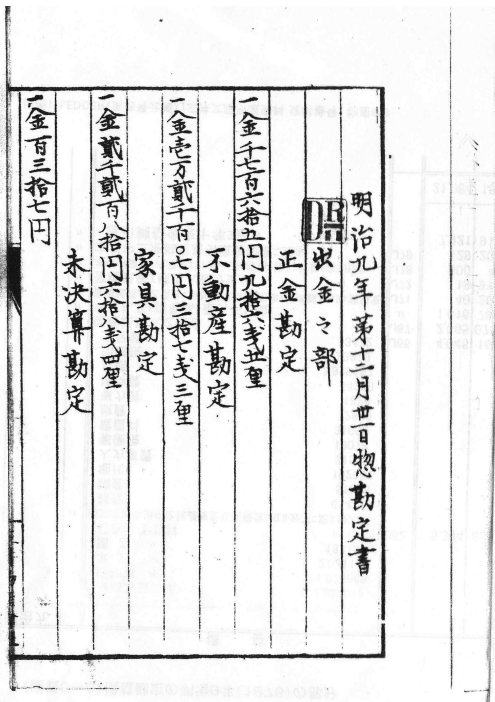
(一重の外枠線)と縦罫線が入った帳簿に毛筆で記され、金額や数量の数字には万、千、百、拾(十)などの定位文字が使用されている。帳簿組織は、後述するように、完全な西洋式複式簿記であるが、そこから作成された決算報告書類は和装の体裁をとっているのである。なお、同時期の『大元方勘定目録』は江戸時代からの和式簿記によるものと考えられるが、その外形的な体裁は三井物産の決算報告書類と似ている(決算報告書類の体裁から洋式簿記と和式簿記のどちらが使われたかを判断することは困難である)。

さて、《資料1》として掲げるものは、三井物産会社の第1期の「総勘定書」(貸借対照表)の扉および冒頭部分のコピーであり、《資料2》は「総勘定巨細書」(より詳細な貸借対照表)の「未決算勘定」の部分とその前後である。「惣勘定書」と「総勘定巨細書」とは、後者では多くの項目に内訳明細が記録されていることを除けば、内容が同じである。原本は、「三井物産会社」の社名が版心(用紙中央)下部に印刷された半紙を2つ折りにして袋綴じにした、10行の縦書き罫線入りの全35丁(70ページ)の冊子で、「総勘定書」と「総勘定巨細書」とを1冊に納めている(物産528-1)。その写本は、半紙本の原本より一回り大きいB5判で、縦13行罫線、29丁となっている以外は原本と同様の体裁である(物産528-2)。第1期の独立した損益計算書はないが(作成されなかったのか、たんに現存しないだけなのかは不明)、「総勘定巨細書」の「損益勘定」の部分が実質的な損益計算書になっている。第2期以降については、独立した損益計算

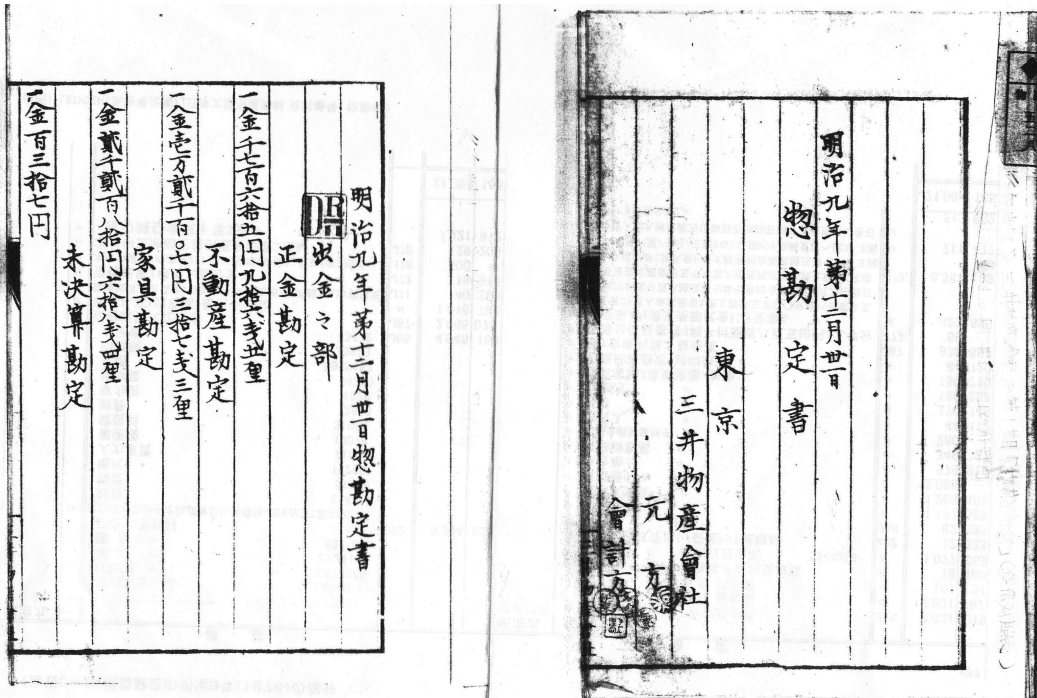
《資料1》三井物産会社の第1期「総勘定書」(貸借対照表, 1876年)

《資料1-2》「総勘定書」の冒頭部分

《資料1-1》「総勘定書」の扉部分



《資料2》三井物産会社の第1期「総勘定巨細書」(詳細貸借対照表)の一部分



書や(名称は「損益勘定」、「損益勘定書」、「総損益勘定」など一定しない),その明細書が(「諸品売買口銭勘定」、「諸品売買損益勘定」、「横浜支店損益勘定」など)かなり現存している。

第1期の「総勘定書」を横書きの勘定式に直して《図表1》として掲げる。用語法はほとんど原資料のままにしてある。なお、第1期の「総勘定書」および「総勘定巨細書」はともに、資産の部を「出金之部」、負債資本の部を「入金之部」としているが、第2期以降の「総勘定明細書」または「惣勘定書」では(「総勘定書」のない年度もある)それぞれ、「貸ノ部」または「貸方」と「借ノ部」または「借方」とになっている。

「総勘定書」および「総勘定巨細書」それぞれの部の勘定科目の配列順序は、LEDGERの勘定科目で繰越残高のある科目の配列順序とほぼ同一である。「入金之部」は負債と資本との区分をしていない。資本金なしで発足したために、第1期には資本金はないが、第2期以降は、「借ノ部 総勘定明細書」の冒頭に「資本金ノ部」が掲げられ、その内訳として例えば、「明治九年損益勘定 借〔改行〕金五千三百三拾七円八拾銭六厘」「明治拾年損益勘定 借〔改行〕金拾五萬〇〇三拾円貳拾壱銭七厘」というように、各年度の留保利益が計上されるようになる。ただし、「資本金ノ部」を「引当金ノ部」や「預り金」と区分した表示になっていないことは、第1期以降から変化はない。負債資本の部が無区分表示で資本金が冒頭に掲げられることは、江戸時代からの「大元方勘定目録」も同様である⁶。

《図表 1》三井物産会社の第 1 期・貸借対照表 (1876. 12. 31)

明治九年第十二月卅一日

惣勘定書

三井物産会社
元方 会計方

出金之部		入金之部	
正金勘定	1,765.965	三井銀行勘定	11,800.000
不動産勘定	12,107.373	諸向依頼売買勘定	3,108.642
家具勘定	2,280.684	三井大元方勘定	22,900.000
未決算勘定	137.000	京都府依頼売買勘定	19.630
限月米敷金勘定	4,850.000	新報局勘定	60.707
九州米手附金勘定	18,762.038	旧国産方損益勘定	3,869.274
益田孝勘定	210.311	滞貸引当勘定	500.000
長崎支店勘定	45,801.923	旧国産方預り金勘定	9,084.762
陸軍諸懸り勘定	68.600	三井銀行流質勘定	1,808.765
正抛金勘定	200.000	損益勘定	7,921.912
立換諸懸り勘定	60.863	島方資本金勘定	6,224.358
三井養之助勘定	150.000	預り金勘定	93,729.638
三井武之助勘定	150.000		
公債証書買入勘定	4,288.000		
諸買入勘定	4,625.493		
秋田米勘定	255.745		
仙台米勘定	201.620		
拾四番勘定	142.012		
旧国産方貸金勘定	11,648.814		
荷物方勘定	512.913		
近衛局勘定	87.268		
島方勘定	10,155.488		
貸シ金勘定	20,049.670		
横浜支店勘定	85.343		
白米売買勘定	207.443		
越前堀家作勘定	376.429		
米買入勘定	21,846.693		
惣 計	161,027.688	惣 計	161,027.688

注 原資料は毛筆縦書きで報告式。数値は定位漢数字を使用。

(出所) 「明治九年第十二月卅一日 惣勘定書 東京三井物産会社 元方・会計方」三井文庫所蔵資料 資料番号=物産 528-1 より作成。

《図表 2》は、第 1 期の「総勘定巨細書」を横書きの報告式に直した表にして、紙幅の都合から、その一部を掲げたものである。原資料にはないが図表 2 では、元丁の欄に「総勘定巨細書」への転記もとである LEDGER の該当箇所の丁（葉）のノンブルを、仕丁の欄に LEDGER への転記もとの JOURNAL または CASH BOOK の丁（葉）またはページのノンブルを示した（丁とページの数え方については後述する）。

第 1 号の LEDGER に記載された総ての勘定科目を一覧表にして《図表 3》として掲げる。それぞれの記載場所の葉（丁）数と決算締切および決算報告書作成のさいの振替、繰越などを記した。「総勘定書」および「総勘定巨細書」に記載されている総ての勘定科目とその金額は、LEDGER のそれと一致する。ただし、「総勘定巨細書」の摘要書きには、LEDGER や JOUR-

《図表 2》三井物産会社の第 1 期・詳細貸借対照表 (1876.12.31)

明治九年第十二月卅一日

惣勘定巨細書

三井物産会社

JOURNAL
CASH
BOOK
LEDGER

出金之部	円. 銭厘	円. 銭厘	元丁	仕丁
正金勘定 第十二月卅一日請払金差引残高正金ニテ有高		1,765.965	1c	
不動産勘定				
東京銀座四丁目拾六番地建家代金	2,788.599		29d①	
東京築地壱丁目三番地西洋造り建家代金	400.000		29d	j13
東京芝口壱丁目式番地建家代金	215.000		29d	j13
東京本挽町九丁目式拾四番地ノ石庫代金	3,530.125		29d	j13
東京兜町六番地建家代金并ニ修繕費共	4,206.820		29d②	
東京越前堀島方家作代金	227.000		29d	j13
横浜石川口四丁目四拾式番地建家代	739.829		29d	j13
縮		12,107.373	29c	
家具勘定				
先収会社ヨリ引請タル家具代金	1,951.260		31d	j13
国産方ヨリ引請タル家具代金	257.088		31d	j42
第七月ヨリ第十二月迄買入タル家具代金	72.336		31cd③	
縮		2,280.684	31c	
未決算勘定				
飯島松五郎静岡行キ旅費トシテ渡置但シ追テ精算ノ上勘定立ル	20.000		70d	c24
杉山左七次城出張ニ付旅費トシテ渡シ置ク但シ追テ精算ノ上勘定立ル	30.000		70d	c29
遠藤大三郎千葉出張ニ付旅費トシテ渡シ置ク但シ右同断	15.000		70d	c29
橋爪清久郎千葉出張ニ付旅費トシテ渡シ置ク但シ右同断	7.000		70d	c31
益田新八山梨出張ニ付旅費トシテ渡シ置ク但シ右同断	15.000		70d	j50
宮本新右エ門千葉出張ニ付旅費トシテ渡シ置ク但シ右同断	50.000		70d	j50
縮		137.000	70c	
限月米敷金勘定				
馬関限月米敷金ノタメ同所三井銀行ヘ電信為換ニテ送ル	1,200.000		77c④	
東京米会所一月限リ六百三拾枚并ニ二月限リ百枚買附敷金トシテ米又ヘ渡ス	3,650.000		77c④	
縮		4,850.000	77c	
九州米手付金勘定				
米買入ノタメ十二月卅一日迄古谷龍三ヘ渡シ金ノ内ヨリ第式買入米(式万石)ノ為メ支払残金手元ニテ有高		18,762.038	91c	
益田孝勘定				
第七月ヨリ第十二月卅一日迄出入金差引残高即チ同人ヘ貸金ナリ		210.311	98c	
長崎支店勘定				
第七月ヨリ第十二月迄出入金差引残高即チ同支店ヘ貸金		45,801.923	106c	
陸軍省諸懸り勘定				
第式号紺緘納立ノ節請書ヘ粘用印紙稅七十六円式拾式買入代金但シ割引ケ		68.600	108c	
正拠金勘定				
米商会所仲買身元式口分トシテ預ケ置ク但シ伊東并ニ増田兩人名前		200.000	116c	
立換諸懸り勘定				
京都府依頼革代金を換ニテ送り金之節為換手数料立換	0.224		121d	c11
人參会社ヘ諸雜費并印紙共立換	2.298		121d	j56
輸出方ヘ立換電信料	0.660		121d	j56
長崎支店ヘ立換帳面ノ代金但シ仮リニ此座ヘ置ク	4.375		121d⑤	j58j62
同支店ヘ立換三池石炭用ニ付第七月ヨリ第十二月迄電信料其外但シ右同断	53.306		121d	j63
縮		60.863	121c	
三井養之助勘定				
第七月ヨリ第十二月迄定額費但シ一ヶ月式拾五円ノ割		150.000	126c	
~~~~~〔中略〕~~~~~				
諸買入勘定				
長崎ヨリ廻リタル茶式萬八千五百九拾九斤式分三厘七毛五買入代金并ニ諸懸				
リ共三千六百九拾円五拾六錢三厘ノ内ヨリ売茶四拾四本代金引去り代金	3,306.120		145c⑥	
国産方ヨリ引受タル葉瓶式百六拾円拾七錢四厘ノ内ヨリ売上代金式百拾七円六拾六錢ヲ引去り残り	42.514		145c⑥	
生糸買入ノタメ内トシテ磯清五郎ヘ渡シタル高	5,500.000		145c⑥	
肥後煙草式百九此和斤壹万式千六百九拾五斤式分五厘代金并ニ諸懸り共	1,055.095		145c⑥	
~~~~~〔中略〕~~~~~				
縮		10,024.053		
内 上海ニテ買入米袋式万七千四百袋代金トシテ三井銀行ヨリ受取ル	-5,398.560		145d⑥	
差 引 残 金		4,625.493	145d	
~~~~~〔中略〕~~~~~				



米買入勘定			
東京地廻り米買入ノタメ十二月十八日ヨリ同廿一日迄払出シ金高	21,846.693	209c	
出 金 惣 計	161,027.688		
入金之部	円.銭厘	円.銭厘	
三井銀行勘定			
第十二月卅一日当社ト銀行ト当座預ケ金勘定差引残高銀行ヨリ借高	11,800.000	67d	
~~~~~〔中略〕~~~~~			
損益勘定			
山一組ヨリ依頼ノ銃六千八百四拾三貫七百目売捌ノ節売出シ益金	12.833	177c	c22
陸軍省納メ黃絨毬拾貳反此ヤール五百七拾貳ヤール八分八厘ノ益金六拾壹			
円九拾五錢七厘青海平八郎へ売却セシ甲四号紺絨其外二六号紺絨六反ノ			
益金拾円七拾三錢八厘	82.695	177c	j66
八月九日ヨリ十二月卅一日迄洋銀拾四万七千九拾七弗売買益金高八拾貳セント	1,177.539	177c	j66
九月限り六千九百石十二月限り千五百石ノ売買益金二月限千五百石売附ノ			
分平均相場違イ益一月限り五千八百石平均相場違イ益金惣計高ノ内ヨリ			
諸入費并ニ石油損金引去リ残リ高	1,266.461	177c	j66
先収会社ニテ約定セシ絨諸懸リ益并ニ洋相場違イ益高	2,085.076	177c	j66
米金地五百オンス買入大阪造幣寮へ売上益金高	578.816	177c	j66
米金地売買口銭トシテ岩橋ヨリ三百円請取其外諸手数料	349.727	177c	j66
秩祿公債証書面高四千三百五十四円九年分利子トシテ請取タル高	348.000	177c	j66
石炭胂下目葉瓶ノ益金	44.412	177c	j66
島方ニテ第十二月一日ヨリ同廿一日迄諸口銭トシテ請取タル高ノ内ヨリ諸入費引去リ残高	170.745	177c	j66
荷物方ニテ第十二月一日ヨリ同廿一日迄益金高ノ内ヨリ諸入費引去リ残高	186.258	177c	j66
陸軍省納メ蒸気機器ノ益金	159.219	177c	j66
勸商局依頼ニテ英国へ送りタル見本茶ノ益金但シ洋銀相場違イノ益	84.720	177c	j66
預リ合金利足ノ益金高	992.892	177c	j77
九州表ニテ買入米大藏省へ売上古米三万〇〇貳拾八石貳斗五升五合同古米			
式千八百拾貳石七斗七升四合并ニ新米貳万〇四百五拾四石四斗ノ売買益			
金高壹万五千七百六拾貳円貳拾壹錢七厘ノ半高益金ナリ	6,381.109	177c	j78
沈没米ノ内濡米売却代金	493.695	177c	j77
本年中大藏省へ売上九州米代金并ニ諸懸リ合計金高式拾三万七千七百五拾九円〇			
九錢六厘ノ千分ノ三割ヲ以テ口銭トシテ長崎支店へ渡スベキ高益金ニ立ル	711.477	177c	j78
九州米運送増賃老石ニ付三錢ノ割ヲ以テ長崎支店ヨリ預リタル高益金ニ立ル	613.632	177c	j78
縮	15,739.306		
第七月一日ヨリ同十二月卅一日迄諸雜費トシテ払高	634.411	177d	j65
第七月一日ヨリ同十二月卅一日迄賄費トシテ払高	51.558	177d	j65
第七月一日ヨリ同十二月卅一日迄地代トシテ払高	162.961	177d	j65
第七月一日ヨリ同十二月卅一日迄人力車賃トシテ払高	71.537	177d	j65
第七月一日ヨリ同十二月卅一日迄郵便税トシテ払高	13.073	177d	j65
第七月一日ヨリ同十二月卅一日迄電信料トシテ払高	31.060	177d	j65
第七月一日ヨリ同十二月卅一日迄旅費トシテ払高	72.858	177d	j65
第七月一日ヨリ同十二月卅一日迄車力賃トシテ払高	1.823	177d	j65
第七月一日ヨリ同十二月卅一日迄接待費トシテ払高	54.330	177d	j65
第七月一日ヨリ同十二月卅一日迄月給トシテ払高	2,925.157	177d	j65
第七月一日ヨリ同十二月卅一日迄印紙税トシテ払高	23.920	177d	j65
第七月一日ヨリ同十二月卅一日迄人足賃トシテ払高	3.472	177d	j65
種紙買入ノ損金	2,125.241	177d⑦	j67,j71,j72
利息払高ト請取高ト差引不足金	1,016.788	177d	j67
本年中貸金ノ内滞金へ引当トシテ別段預置ニ付益ノ内ヨリ出ス	500.000	177d	j78
本年中三池勘定差引残金損金ニ立ル	129.205	177d	j79
縮	-7,817.394		
差 引 残 金	7,921.912		
~~~~~〔中略〕~~~~~			
入 金 惣 計	161,027.688		

注 原資料は毛筆縦書きで、数値は定位漢数字を使用。“元丁”欄の数字はLEDGERのノンブルで、dは左ページ、cは右ページ。“仕丁”欄のcはCASH BOOKを、jはJOURNALを示し、数字はそれぞれの帳簿のノンブル。

- ① 2,788円59銭9厘=家作代2,642.601+東京府賦金112+利子33.668+東京府上納金手数料0.33,《図表5-1》参照。
  - ② 4,206円82銭=家作代4,000+繕修費206.82,《図表5-1》参照。
  - ③ 72円33銭6厘=7月分23+8月分4.929+9月分30.809+10月分21.014+11月分23.338+12月分7.503-売払34.437-払高戻ル2.12-立換ノ分1.7,《図表5-2》参照。
  - ④ 摘要欄の内訳書き1,200+3,150+500,《図表5-5》参照。
  - ⑤ 2つの取引記録の合計額
  - ⑥ LEDGERの諸買入勘定では個別項目ごとに繰り越す。
  - ⑦ 2,125円24銭1厘=2,065.075+40.25+19.916,《図表5-6》参照。
- (出所) 「明治九年第十二月卅一日 惣勘定巨細書」三井文庫所蔵資料資料番号、物産528-1,「LEDGER(第巻号元帳)」同,物産689,「JOURNAL」同,物産662,「CASH BOOK」同,物産621より作成。

《図表 3》三井物産会社の第 1 号 LEDGER (明治 9 年 7 月～10 年 6 月) の全勘定

丁数	勘定科目名	決算振替, 繰越, 振替, 転記等
1	正金	M 9→B/S 出, M 10→第 2 号
3-5	小払金	註(5), M 9→旧国産方 P/L, M 10 差引残なし
7-8	雑費	M 9→P/L 借, M 10→第 2 号
9	賄費	M 9→P/L 借, M 10 取引記載なし
10	地代并二家賃	M 9→P/L 借, M 10→第 2 号
11-12	人力車賃	M 9→P/L 借, M 10→第 2 号
13-14, 22	郵便賃 (郵便税)	M 9→P/L 借, M 10→第 2 号
15-16	電信料	M 9→P/L 借, M 10→第 2 号
17	旅費	M 9→P/L 借, M 10→第 2 号
19	車力賃	M 9→P/L 借, M 10 取引記載なし
33, 20	修繕 [費]	M 9→P/L 借, M 10→第 2 号
21	接待費	M 9→P/L 借, M 10→第 2 号
23	月給	M 9→P/L 借, M 10→第 2 号
25-26	印紙税	M 9→P/L 借, M 10→第 2 号
27	人足賃	M 9→P/L 借, M 10 取引記載なし
29-30	不動産	M 9→B/S 出, M 10→第 2 号
31-32	家具	M 9→B/S 出, M 10→第 2 号
34-35	大阪米買入	M 9→取引記載なし, M 10→第 2 号
38	拜司永造渡金	M 9→取引記載なし, M 10→第 2 号
42	藤田伝三郎渡金	M 9→取引記載なし, M 10→第 2 号
45	大阪陸軍	M 9→取引記載なし, M 10 cr 残→第 2 号
77-79, 54-56	限月米 [売買] 敷金	M 9→B/S 出, M 10→第 2 号
60-61	貸借	M 9 dr 残→貸金 a/c, M 9 cr 残→預り金 a/c, M 10 取引記載なし
98, 62, 68	益田孝	M 9→B/S 出, M 10→第 2 号
63-64, 67, 210-216	三井銀行当座預ケ金	M 9 cr 残→B/S 入, M 10→第 2 号
65	続買入	M 9 cr 残→P/L 貸, M 9 dr 残→「陸軍省勘定エ回ス」, M 10 記載なし
70-72	未決算	M 9→B/S 出, M 10→第 2 号
73	見本買入	M 9→取引記載なし, M 10→第 2 号
74	九州米別口諸懸り	M 9→取引記載なし, M 10 c 残→第 2 号
75	馬関支店	M 9→取引記載なし, M 10→第 2 号
80-83	九州米 [買入]	M 9? 差引残なし
84, 93	九州米諸懸り	M 9→取引記載なし, M 10→第 2 号
85-87, 220-223	諸向依頼売買	M 9 cr, dr→巨細書・入, B/S 入, M 10→第 2 号
88-89	洋銀買入	M 9 cr 残→P/L 貸, M 10 dr 残→第 2 号
90	三池	M 9→P/L 借, M 10 取引記載なし
91	九州米手附金	M 9→B/S 出, M 10→第 2 号
94	国債寮	M 9. 12. 22→「改テ印紙〔ママ〕勘定エ回ス」〔利足〕
95-96	限月米売買	M 9 cr 残→P/L 貸, M 10 cr 残→第 2 号
97	横浜三井銀行	M 9 差引残なし, M 10 取引記載なし
99	宮内省	M 9 差引残なし, M 10 取引記載なし
100-101	陸軍絨	M 9. 12. 22→「改テ陸軍諸懸り勘定エ回ス」
105-107, 161	長崎支店	M 9→B/S 出, M 10 cr 残→第 2 号
108-109	陸軍諸懸り	M 9 cr 残→P/L 貸, M 10 dr 残→第 2 号
112	米金地買入	M 9 cr 残→P/L 貸, M 10 取引記載なし
113, 118	輸出来	M 9→取引記載なし, M 10 cr 残→第 2 号
114	銅貨買入	M 9. 12. 31「差引残高改テ利足勘定エ回ス」
114	銅貨受渡	M 9→取引記載なし, M 10 cr 残→第 2 号
116	正摺金	M 9→B/S 出, M 10→第 2 号
117	手形請取	M 9 差引残なし, M 10 取引記載なし
120	三井組大元方	M 9 cr 残→B/S 入, M 10 cr 残→第 2 号
121-123	立換諸懸	M 9→B/S 出, M 10→第 2 号
124	京都府依頼売買	M 9 cr 残→B/S 入, 「差引残金口銭勘定エ回ス」
126	三井養之助	M 9→B/S 出, M 10→第 2 号
128	三井武之助	M 9→B/S 出, M 10→第 2 号
130-132	口銭	M 9 cr 残→P/L 貸, M 10 cr 残→第 2 号

133	肥前米	M 9. 12. 31 「電信料共改テ九州米買入勘定エ回ス」, M 10 記載なし
135	蚕種紙買入	M 9 → P/L 借, M 10 取引記載なし
136	預け金利息	M 9 cr 残 → P/L 貸, M 10 取引記載なし
137-138	公債証書買入	M 9 → B/S 出, M 10 → 第 2 号
140	公債証書利子	M 9 cr 残 → P/L 貸, M 10 取引記載なし
142	利息	M 9 「払高ト請取高差引」 → P/L 借, M 10 → 第 2 号
144-145	諸品買入	M 9 dr, cr → 巨細書・出, B/S 出, M 10 → 第 2 号
147	秋田米	M 9 → B/S 出, M 10 cr 残 → 第 2 号
149	仙台米	M 9 → B/S 出, M 10 差引残なし
151-153	新報局	M 9 cr 残 → B/S 入, M 10 cr 残 → 第 2 号
154	新九州米	M 9 → 長崎支店 a/c, M 10 取引記載なし
155	旧国産方損益	M 9 cr 残 → B/S 入, M 10 cr 残 → 第 2 号
156-157	拾四番	M 9 → B/S 出, M 10 → 第 2 号
158-159	旧国産方貸金	M 9 → B/S 出, M 10 → 第 2 号
160	荷物方	M 9 → B/S 出, M 10 → 第 2 号
163	近衛局	M 9 → B/S 出, M 10 → 第 2 号
164	両換	M 9 取引記載なし, M 10 cr 残 → 第 2 号
165-167, 255-262, 264	島方	M 9 → B/S 出, M 10 → 第 2 号
168	島方損益	M 9 cr 残 → P/L 貸, M 10 cr 残 → 第 2 号
170	為換金	M 9 cr 残 → 旧国産方預り金, M 10 取引記載なし
171	滞貸引当金	M 9 cr 残 → B/S 入, M 10 cr 残 → 第 2 号
172	三越取立方	M 9 取引記載なし, M 10 cr 残 → 第 2 号
173-174	旧国産方預り金	M 9 cr 残 → B/S 入, M 10 cr 残 → 第 2 号
175-176	三井銀行流質売捌	M 9 cr 残 → B/S 入, M 10 cr 残 → 第 2 号
177-178	損益	M 9 cr 残 → B/S 入, M 10 cr 残 → 第 2 号
179	島方資本金	M 9 cr 残 → B/S 入, M 10 cr 残 → 第 2 号
181-182, 184-185, 217-218	預り金	M 9 cr 残 → B/S 入, M 10 cr 残 → 第 2 号
183, 219	荷物方損益	M 9 cr 残 → P/L 貸, M 10 cr 残 → 第 2 号
186-187, 190	貸金	M 9 → B/S 出, M 10 → 第 2 号
188-189	第一国立銀行当座預け金	M 9 差引残なし, M 10 cr 残 → 第 2 号
191-193, 226-248	横浜支店	M 9 → B/S 出, M 10 → 第 2 号
194	白米売買	M 9 → B/S 出, M 10. 5. 30 「米買入勘定エ回ス」
195	依頼米売買	M 9 取引記載なし, M 10 「米買入勘定エ回ス」
196	四日市米手附金	M 9 取引記載なし, M 10 → 第 2 号
197	越前堀家作	M 9 → B/S 出, M 10 → 第 2 号
198-199, 285	米用金受渡	M 9 取引記載なし, M 10 cr 残 → 第 2 号
200	陸軍省	M 9 → 諸買入 a/c, M 10 記載なし
201, 281	大阪米手附金	M 9 取引記載なし, M 10 cr 残 → 第 2 号
202-209, 240-254, 300	米買入	M 9 → B/S 出, M 10 cr 残 → 第 2 号
263	雑穀	M 9 取引記載なし, M 10 「米買入勘定エ回ス」
265	清国貸金	M 9 取引記載なし, M 10 cr 残 → 第 2 号
268	欧州送荷	M 9 取引記載なし, M 10 → 第 2 号
273-274	仏博	M 9 取引記載なし, M 10 → 第 2 号
276	上野博覧会	M 9 取引記載なし, M 10 → 第 2 号
289-291	馬関米買入	M 9 取引記載なし, M 10 → 第 2 号
294	四日市米買入	M 9 取引記載なし, M 10 → 第 2 号
306-319, 302	横浜支店〔明治 12 年 9-12 月〕	
305	明治十年損益	M 10 → 第 2 号

- 注(1) M 9 は明治 9 年 (1876), M 10 は明治 10 年 (1877) を示す。原則として 12 月 31 日の日付は省略。  
 (2) dr 残は借方残高, cr 残は貸方残高を示し, →P/L は損益勘定への振替を示す (借は借方 = 左頁, 貸は貸方 = 右頁)。  
 (3) →B/S は惣勘定書への転記 (出は出金之部, 入は入金之部) を, →第 2 号は第 2 号 LEDGER への繰越を示す。  
 (4) M 9. 12. 31 締切の勘定残高の M 10. 1. 1 への繰越記入の説明は, この表では省略。  
 (5) 小払金 a/c の貸方は, 月末に集計額を諸雑費の各勘定借方を相手に計上。  
 (出所) 「LEDGER (第 2 号元帳)」三井文庫所蔵資料 資料番号, 物産 689 より作成。

NAL, CASH BOOK のものよりも詳しいこともある。それでは次に、三井物産会社の帳簿組織を検討していこう。

#### IV. 創業期の三井物産会社の帳簿組織

三井物産会社の創立直前の1876年6月に制定された「三井物産会社規則」(追765-1。なお、三井文庫 [1974] に全文が資料12として翻刻・掲載されている)は「金銀出納および勘定の事」を第8条から第12条で規定し、第12条で帳簿組織と内部牽制について記している。その部分を以下に掲げる。

##### 第十二条

第一節 凡そ勘定は宜しく西洋複記の法を用い、正貨出納帳(ケーシブック)ならびに附替帳(ジヨールナル)を以て本となし、本帳において位置を区分してその登抄を詳にし、差引残高を集めてこの会社の計算を立て、しかして月表を作り総差引を明かにし(タラヤルバランス)、また毎歳周尾に至りて各件の成果および消費等を挙げて損益勘定の位置に移し、以て本社損益の総勘定を立て、しかしてその年表を編成すべし。

第二節 正貨の出納は元方より出だせし切符を出納方より受け、諸附替は直に元方より切符を得、これを以て正貨の出納帳または附替帳に記載し、然る後、本帳に登録すべし。この証票を得ざれば、決して帳簿に記載することを許さず。故にその切符は每一ヶ月を以て整頓し、これを勘定方に保存し、以て他日の信証に充つべし。

第三節 諸取引先きに対する差引勘定および売買勘定等は総て勘定方の担当する所なりとす。しかしてその取引先きとの差引においては必ず毎月末に至りて小割書を製し、これを送致してその差引を明瞭にすべし。

第四節 物品の出入は倉庫課の職掌なりと雖も、突合せをなすため勘定方において当社に買取せし物品ならびに貸金抵当品出入を記録し報告を出すべし。

第五節 総て帳簿の取扱は勿論、簿冊筆記のさい等においては極て鄭重を旨とし、字を削り、墨を失する等の如き錯誤あらざらんことを要す。かつ記載すべきものは毎時速やかに整頓し、猶予して他日に譲るべからず。

第六節 各員主る所の諸帳簿は、元方の許す所にあらざれば、従令社員と雖もこれを点検せしむることを許さず。

(原文は縦書きで旧漢字・カタカナ遣い。句読点・ルビ等を引用者=西川が補う)

この文中の第一節にある「ケーシブック」がCASH BOOK、「ジヨールナル」がJOURNALであることは間違いない。「本帳」に原語のカタカナ表記はないがLEDGERであろう。月次の残高試算表と考えられる「タラヤルバランス」が実際に作成されたのかは史料で確認できない

が、1879年度の「明治十二年総勘定明細書」（物産 531-1）から1883年度の「明治十六年総勘定書」（物産 535-1）までは、冒頭に、横書きでアラビア数字を使用した繰越試算表である「総差引勘定表」（ただし明治十二年のものには表の名称がない）が掲げられている。第二節に「切符」または「証票」とあるのは、伝票のことで、この規定の文章と CASH BOOK および JOURNAL の記帳からすれば、入金伝票、出金伝票、および振替伝票の3種があったものと思われる。

現存する帳簿を見ると、現金取引は CASH BOOK に仕訳されたものが LEDGER に個別に転記され、非現金取引は JOURNAL の仕訳が LEDGER に転記されるという分割仕訳帳制ないし複合仕訳帳制となっている。

CASH BOOK, JOURNAL, および LEDGER はいずれも英国から輸入された革表紙製本で、A 3判の横幅をこころもち細くしたくらいの大判の帳簿である。金額欄数字にはアラビア数字を使用しているが、摘要欄の金額・物量の数値はほとんど漢数字で定位文字（拾、百、千、萬 [万]）を使用している（後掲の図表 6-7 および 6-8 に示したように、まれに摘要欄に記載された内訳金額にアラビア数字を使用）。3帳簿とも金額欄には、円と銭・厘との間に縦一重罫線が引かれ、見やすくする工夫がされているが、銭と厘とは分けていない。

さて、「三井物産会社規則」第三節にある「諸取引先きに対する差引勘定および売買勘定等」の具体的内容は不明であるが、「総勘定明細書」や、「諸品売買口銭勘定」（物産 529-4）・「諸品売買損益勘定」（物産 529-5）などの「損益勘定明細書」といった明細報告書を作成するものになった諸種の補助簿があったものと思われる。また、後掲の図表 4, 5, および 6-2 に示したように、CASH BOOK および JOURNAL から LEDGER の「小^{こぼらい}払金勘定」（小口現金 a/c）の支払側（creditor, 現代風にいえば貸方側）への転記が合計転記になっているので、小口現金支払帳に相当する補助簿があったものと考えられる。それでは、JOURNAL, CASH BOOK, および LEDGER の具体的な記帳法を以下にみていこう。なお、以下の叙述では、借方・貸方や仕訳記入・転記、振替・繰越などの用語法は、特に断って「」付きにする場合を除き、現代の用語法で解説する。

## V. JOURNAL および CASH BOOK の「附替」「入記」と LEDGER への「登録」

### 1. JOURNAL の「附替」

三井物産会社の JOURNAL は、「三井物産会社規則」では「附替帳」と呼ばれているが、明らかに現在の仕訳帳である。仕訳記入をこの「規則」では「附替」と表現しているが、LEDGER や CASH BOOK, JOURNAL の摘要書きには「入記」とされていることが多い。

同社の最初の JOURNAL は全部で 658 ページあり、創業時の 1876 年（明治 9）7 月から記録が開始され、1878 年（明治 11）9 月まで記録がされているが（同社の JOURNAL ないし附替帳は 1898 年下期のもの [物産 688] までほぼ揃って現存。1891 年までは暦年の 1 年決算）、その 13 ページと 16 ページを《図表 4》として掲げる。左側ページでは左肩に、右側ページでは右肩に

《図表 4》三井物産会社の第 1 号仕訳帳 (JOURNAL, 「附替帳」) の 1876 年 9 月末の一部分

13

		東京	明治九年	第九月			
✓ 29	<u>不動産勘定</u>	第九月式拾五日入記ス 東京銀座丁目壹拾六番地家作代			2,642	601	
		東京築地西洋造り家代			400	〃	
		東京芝口壹丁目二番地家代			215	〃	
		東京木挽町石蔵之代金			3,530	125	
		横浜石川口家代			739	829	
✓ 31	<u>家具買入勘定</u>	先収会社家具一式買入代			1,951	260	
		兜町六番地家作代			4,000	〃	
✓ 60	<u>貸借勘定</u>	勝部本エ衛門エ田并畑抵当ニテ貸ス			9,500		
		但シ九年十二月卅一日限り利足月百円ニ付金壹円式拾銭ナリ					
✓ 120	<u>三井組大元方勘定</u>	三井組大元方ヨリ明治十年ヨリ十ヶ年賦無利足ニテ借用ス					
		但シ金高式万式千九百七拾八円八拾壹銭五厘ノ所端金七拾八円八拾壹銭五厘ハ□速正貨ヲ以テ渡也					22,978 815
✓ 85	<u>諸向依頼勘定</u>	第九月廿八日入記ス第四号絨青海平八郎渡シ此代価					
		壹ヤルニ付壹枚五分換ニテ式百式拾壹ヤル半代払渡ス洋銀三百三拾弗七拾五銭但五拾六匁壹分式厘換			309	602	
✓ 88	<u>洋銀買入勘定</u>	第四号絨式百式拾ヤル半横浜十四番ヨリ買入洋銀三百三拾弗七拾五銭但シ相場五拾六匁壹分式厘換					309 602
✓ 100	<u>陸軍絨勘定</u>	同日入記ス三度目入港絨内金トシテ七千弗十四番エ払					
		但シ洋銀七千弗ノ内五千弗ハ五拾六匁八厘式千弗ハ五拾六匁壹分式厘			6,544	〃	
	<u>洋銀買入勘定</u>	陸軍三度目入港ノ分内金トシテ洋七千弗ノ内五千弗ハ五拾六匁八厘換二千弗ハ五十六匁一分二厘換ニテ拾四番エ払フ					6,544 〃

ページノブルが記されている。

各ページは、図表 4 に示したように、左から、借方元丁欄、貸方元丁欄、摘要欄、空白欄、借方金額欄、貸方金額欄の順に配列されている。各欄は、元丁欄の借方と貸方の間 (縦一重罫線) を除き、赤 (というより赤紫に近い) の縦二重罫線で仕切られている。なお、後述の CASH

《図表4》(続き)

		東京	明治九年	第九月		
✓ 7	諸 雑 費 勘 定					
	第九月中諸雑費トシテ払高			54	765	
✓ 10	地 代 勘 定					
	第九月中地代トシテ払高					
✓ 11	人 力 車 賃 勘 定			20	460	
	第九月中人力車賃トシテ払高			13	305	
✓ 13	郵 便 賃 勘 定					
	第九月中郵便賃トシテ払高			5	825	
✓ 31	家 具 勘 定					
	第九月中家具買入代トシテ払高			30	809	
✓ 15	電 信 勘 定					
	第九月中電信料トシテ払高			36	121	
✓ 17	旅 費 勘 定					
	第九月中旅費トシテ払高			17	003	
✓ 21	接 待 費 勘 定					
	第九月中接待費トシテ払高			2	200	
✓ 23	月 給 勘 定					
	第九月中月給勘定トシテ各名エ遣セシ高			473	〃	
✓ 25	印 紙 勘 定					
	第九月中印紙買入代			〃	390	
✓ 121	立換諸懸り勘定					
	九月中石油諸入費トシテ払高但シ明細書有之			6	979	
	〃 製 革 〃			〃	610	
	三池鉱山寮エ送り時計代			57	〃	
	蚕種紙用長尾人力車賃			〃	100	
✓ 3	小 払 金 勘 定					
	第九月卅日入記ス本月諸雑費トシテ払高					718 567
✓ 80	九州米買入勘定					
	同日入記ス九州米買入用トシテ第九月中郵便切 手代金五拾銭電信料式拾 3 円〇壹銭壹厘人力車 賃銭五拾銭雑費七厘旅費七拾銭共払			24	718	
✓ 13	郵 便 勘 定	九州米買入勘定 トシテ払高戻ル				〃 500
✓ 15	電 信 勘 定	同上				23 011
✓ 11	人 力 車 勘 定	同上				500
✓ 7	雑 費 勘 定	同上				007
✓ 17	旅 費 勘 定	同上				700

(出所) 「JOURNAL」三井文庫所蔵資料資料番号, 物産 662。

BOOK および LEDGER と同様に、金額欄には円と銭・厘とを区切る縦一重罫線を赤で引いている。摘要欄に記された「ㄥ」の記号は、今も使われるように、同じ文言を省略するための繰り返し符号であるが、金額欄の「ㄥ」は、繰り返し符号ではなく、ゼロ（0 または 000）の代用である。

JOURNAL には、CASH BOOK および LEDGER とは異なり、日付欄がなく、各ページ上の横二重罫線上部に年・月が記載され（月の呼称は、現在は例えばたんに9月というところを「第九月」というように、「第」を付けている）、各取引の仕訳記入の小書きをするさいに、その最初の行に月日を「入記」（記入）し、各取引の仕訳記入が終わると、横一重罫線を摘要欄から金額欄まで引いて、各取引を区切っている。

借方元丁欄は貸方元丁欄よりも幅が広いが、借方・貸方とも、元丁欄に記された転記先である LEDGER の丁数には、転記すなわち「登録」の確認のためと思われるチェックマークが付されている。

摘要欄の記帳は、まず、赤の下線を引いた借方勘定科目を左端に記し、その次の行に、書き出しを少し右に寄せて小書きを記している。小書きが2行以上になる場合は、2行目以降の書き出しをさらに右に寄せている。貸方勘定科目は行を変えて摘要欄の中央から右に記し、借方勘定科目と同様に赤の下線を付している。小書きの位置は、貸方の場合も借方と同じ位置の書き出しとなっている。金額欄の金額数値はアラビア数字であるが、小書きでは金額・物量ともに数値は定位置漢数字が使われている。

## 2. CASH BOOK の「附替」

「三井物産会社規則」で「正貨出納帳」と呼ばれている CASH BOOK は、仕訳帳を兼ねた現金出納帳である。JOURNAL とは異なり、CASH BOOK では見開き2ページを用いて、左右両ページとも同じノンプルがふられ、見開き2ページを合わせて1「葉」としている（和書では1葉すなわち表裏2ページを合わせて1丁とするが、それとは異なる）。《図表5》に、第1冊目の CASH BOOK から（1876年7月から1877年11月まで記録、全329葉=658ページ。なお、三井物産の CASH BOOK または CASH ないし正貨出納帳は1897年下期のものまでほぼ揃って現存）、第9丁（葉）の部分である左右2ページを示す。

左側ページに入金取引を、右側ページに出金取引を記入（「附替」または「入記」）している。したがって、取引ごとに個別に行われる（ただし「正金勘定」=現金 a/c と「小払金勘定」=小口現金 a/c へは合計転記）LEDGER への「登録」すなわち転記は、CASH BOOK の側左ページ（入金欄）から LEDGER の相手勘定の貸方（右側ページ）に、CASH BOOK の右側ページ（出金欄）から LEDGER の相手勘定の借方（左側ページ）へなされる。

入金・出金に関わりなく、両ページとも左から、元丁欄、日付欄、摘要欄、内訳金額欄、および金額欄の順に配列されている。JOURNAL とは異なり、摘要欄は勘定科目名の欄と小書きの欄



《図表 5》三井物産会社の第 1 号現金仕訳帳 (CASH BOOK, 「ケースブック」) の 1876 年 9 月末の一部分  
CASH BOOK (左頁)

9

東京 明治九年 第九月

		前業ヨリ送り高				95,465	995
✓ 85	22	諸 向 依 頼 勘定	京都府約定八月分製皮代トメ中橋社ヨリ受取也			102	654
✓ 85	〃	諸 向 依 頼	青海平八郎エ四号紺絨五反此ヤール二百二拾ヤール〇五分壹ヤールニ付一円四拾八錢換ニシテ売代金請取也			326	340
✓ 85	〃	諸 向 依 頼	青海平八郎依頼甲六号紺絨六反此ヤール百七十九ヤール壹ヤールニ付八拾九錢換ニシテ売代金請取也			159	310
✓ 63	25	三 井 銀 行	高橋屋エ絨代払為第三十号ノ手形ヲ以テ引出也			200	〃
✓ 85	〃	諸 向 依 頼	石炭油十一月限り七百箱売付之分買埋ニ付敷金戻ル			210	〃
✓ 85	〃	諸 向 依 頼	全上買埋ニ付益金百九円八十錢ノ内ヨリ口錢七円七拾貳錢引残請取ル			102	100
✓ 85	〃	諸 向 依 頼	石炭油十月限り百箱売付分買埋ニ付敷金商社ヨリ請取也			60	〃
✓ 85	〃	諸 向 依 頼	全上買埋ニ付益金四拾九円八十錢ノ内ヨリ貳円二十錢口錢引残金請取也			47	600
✓ 77	26	限 月 米 敷 金	米五千石売付ノ分買埋ニ付敷金戻ル			3,000	〃
✓ 77	〃	限 月 米 敷 金	米貳千五百廿五石買付ノ分売埋ニ付敷金戻ル			1,512	〃
✓ 95	〃	限 月 米 売 買	商社九月限六千石売付分買埋ニ付益金千〇〇壹円ノ内ヨリ口錢百七拾四円拾錢引残り八百廿六円六十錢ノ所去八月廿一日請取残り商社ヨリ受取也			766	600
✓ 85	27	諸 向 依 頼	京都府勸業場製皮二十二枚八月分此代備四十五円七十六錢五厘内金六円八十六錢五厘壹割五分益金引之残金中橋社ヨリ請取也			38	900
✓ 85	〃	諸 向 依 頼	去九月廿五日長尾一上州平塚河岸エ出張セシ時旅費トシテ拾円相渡シ置候内八円三十二錢諸入費トシテ支払残金請取ル也但蚕種紙用トシテ			1	680
✓ 63	28	三 井 銀 行	洋銀買入用トシテ引出ス			5,000	
✓ 3	30	小 払 金	九月中諸入費支払残金トシテ請トル			1	433
✓ 1						106,994	612

を縦一重罫線で仕切っている。また、JOURNALとは異なって日付欄があるが、日付欄には日のみを記入し、左ページ上の横二重罫線上部に、JOURNALと同じように、年・月が記載されている。なお、右ページ上の横二重罫線上部には、「正貨出納勘定」と記載されている。「正貨出納帳」ではなくて「正貨出納勘定」としているのは、現金取引の仕訳帳を兼ねているだけでなく、LEDGERの「正金勘定」(現金 a/c)の補助元帳としての勘定でもあるという意味を込めてある

《図表 5》(続き)  
CASH BOOK (右頁)

正 貨 出 納 勘 定

		前業ヨリ送り高				86,811	702
✓ 120	20	三井組大元方 勘定	来ル明治十年ヨリ十年賦無利足ニテ借用スル金 式万式千九百円ノ端金七拾八円八拾壹錢 五リ正金ニテ三井組大元方エ返ス			78	815
✓ 85	20	諸 向 依 頼	支那人徳澄ヨリ依頼ノ蚕種紙買入代トシテ同人 ヨリ受取シ分上州平塚河岸ニ在留ノ馬越 恭平□遞送ノ分長尾一エ相渡ス			8,000	〃
✓ 85	〃	諸 向 依 頼	長尾上州エ出張ニ付旅費引当ノ渡也但蚕種紙用 トシテ			10	〃
✓ 77	21	限 月 米 敷 金	米九月限商社買付敷金トシテ半金又四郎エ渡也			450	〃
✓ 63	22	三 井 銀 行	預ケ金トシテ払也			600	〃
✓ 85	25	諸 向 依 頼	青海平八郎依頼甲六号紺絨六反此ヤール百七拾 九ヤール壹ヤールニ付八拾五錢五厘換ニ シテ高橋屋半兵衛エ払也			153	045
✓ 3	〃	小 払 金	小払金引当ノ為トシテ務雜課払也			10	〃
✓ 77	〃	限 月 米 敷 金	商社九月限七拾七枚買埋敷金トシテ同所エ渡也			462	〃
✓ 3	26	小 払 金	小払金引当トシテ務雜課エ渡也	10	〃		
				30	〃	40	〃
✓ 85	〃	諸 向 依 頼	支那人徳澄ヨリ依頼ノ蚕種紙八千八百枚手数料 会議局エ払也			88	〃
✓ 85	〃	諸 向 依 頼	支那人徳澄ヨリ依頼ノ蚕種紙横浜迄ノ気車賃并 棧橋ヨリ木挽町会議局迄運送船賃共払			13	872
✓ 85	〃	諸 向 依 頼	全上五拾枚ノ手数料会議局エ払也			50	170
✓ 63	27	三 井 銀 行	預ケ金ノ内エトシテ払費			5,000	〃
✓ 97	28	横 浜 三 井 銀 行	洋銀買入代トシテ横浜エ送ル			5,000	〃
✓ 85	29	諸 向 依 頼	蚕種紙式百九拾七枚之手数料トシテ会議局エ払			2	970
	30		差引残り高			224	038
✓ 1						106,994	612

(出所) 「CASH BOOK」三井文庫所蔵資料 資料番号, 物産 621。

のだろうか。ちなみに、LEDGERの「正金勘定」には、後掲の図表 6-1 に示すように、毎月の入金合計金額と出金合計金額が記載され、年度末に締め切られるだけである。

CASH BOOK は、両ページの記入とも最初の行に前業からの繰越額を記入してから取引の仕訳記録を始め、最後の行に次業への繰越額を記入している。そして、毎月末に入金合計と入出金の差引残高を集計し、左ページと右ページと貸借平均させて二重線で締め切っている。

### 3. LEDGER への「登録」

三井物産会社の LEDGER は、冒頭に勘定科目についての ABC 順の索引目次が付いていて（ただし、C, E, L, P, Q, V, X のページには記載なし）、「秋田米買入勘定 147」「預り金 180, 181, 182, 184, 185」というように、各勘定が帳簿のどの葉（丁）に記載されているかが示されている。

最初の LEDGER は「第壹号元帳」と称され、1876（明治9）年7月から1877年6月まで記録されているが（「第貳号元帳」は1877年7月～1877年12月。LEDGER ないし元帳は1878年から記載が年度＝暦年ごとになり、1922年＝大正11のもの〔物産1189〕までほぼ揃って現存⁷⁾）、その記入例のいくつかを《図表6》として掲げる（「第壹号元帳」の全ページ数は12+319葉＝662ページ）。《図表6-1》は「正金勘定」（現金 a/c）の明治9年度分の全部、《図表6-2》が「小払金勘定」（小口現金 a/c）の同年度中の一部分、《図表6-3》の「不動産勘定」と《図表6-4》の「家具勘定」は同年度分の全部、《図表6-5》が「諸買入勘定」の同年の最初の記入と終わりの部分、《図表6-6》が「未決算勘定」の借方側（左側ページ）の同年の終わりの部分、《図表6-7》が「限月米敷金勘定」の貸方側（右側ページ）の同年の一部分、《図表6-8》が「損益勘定」の同年度分の全部である。

LEDGER は、CASH BOOK と同じく、見開き2ページを用いて、左右2ページを合わせて1葉とし、左右両ページとも同じノブルになっている。左ページが借方、右ページが貸方になっていて、借方側・貸方側の両ページとも左から、日付欄、摘要欄、仕丁欄、金額欄の順に配列されている。

日付欄は、CASH BOOK とは異なり、月の欄と日の欄を縦一重罫線で仕切って、月欄の冒頭に年を記入している。金額欄には円と銭・厘とを区切る縦一重罫線を引き、日付欄および摘要欄に記された「々」の記号が繰り返し符号で、金額欄の「々」がゼロ（0または000）の代用であることは、JOURNAL や CASH BOOK と同様である（ただし、銭厘欄には「々」が記されていないこともある）。また、仕丁欄には転記元である JOURNAL または CASH BOOK の丁（ページまたは葉）数が記されている。

年度末に差引残高を計算し、貸借平均させて、左（貸方）ページと右（借方）ページの同行の金額欄に合計額を記入し、赤で二重線を引いて締め切っている。左右どちらかのページに余白の行があれば、余白を生じた側の摘要欄に赤の三角線を入れる。实在勘定の残高は、図表6-1から図表6-5に示したように（図表6-2の「小払金勘定」を除く）、仕訳を通さずに、次期に繰り越される。ただし、「諸買入勘定」と「諸向依頼売買勘定」は、勘定残高ではなく、個別項目ごとに残高繰越をしている（図表6-6参照）。なお、この両勘定を除けば、図表1に掲げた「総勘定書」（貸借対照表）に記載されている総ての科目の金額は、LEDGER の各勘定残高と一致する（「諸買入勘定」と「諸向依頼売買勘定」の貸借対照表計上額は、「総勘定巨細書」＝附属明細書で計算されたものと一致）。さて、損失および利益に関する勘定残高は、図表6-8に示した「損益

勘定」の仕丁欄からわかるように、JOURNALを通して「損益勘定」に振り替えられる（JOURNALの該当箇所は紙幅の都合から掲げず）。

「正金勘定」（現金 a/c。図表 6-1）と「小払金勘定」（小口現金 a/c。図表 6-2）は、前述のように、合計転記となっている。「正金勘定」は、おそらく、試算表を LEDGER 1 冊だけから作成できるように設けられたのであろう。なお、LEDGER の同勘定は、CASH BOOK から転記されたように、後者の元丁欄と前者の仕丁欄にそれぞれの丁（葉）数が記されているが、各月の入金合計額と出金合計額は CASH BOOK のどこにも記載されていない。CASH BOOK を締め切った合計額から期首現金残高を差し引いて入金合計額を計算し、同じく期末残高を差し引いて出金合計額を算出しているものと思われる。

「損益勘定」（図表 6-8）は、現代の簿記教科書で説明されているような収益の諸勘定と費用の諸勘定とを振り替える勘定というよりも、他の各勘定で計算された利益と費用・損失とを振り替えた文字通りの集合損益 a/c となっている。なお、図表に掲げた明治九年（1876）の記入は、同年 11 月に吸収合併した旧三井組国産方の諸利益をいったん貸方に計上したが、「旧国産方損益勘定」への修正振替が借方に記入されている。

その点を考慮して、図表 6-3 から 6-6 および 6-8 と資料 2 および図表 2 とを見比べてみれば、「総勘定巨細書」（貸借対照表の附属明細書）の内容が LEDGER のものと一致することが理解できるであろう。

《図表 6》三井物産会社の第 1 号元帳（LEDGER, 「本帳」or「元帳」, 1876 年 7 月から 10 年 11 月）の諸勘定

《図表 6-1》正金勘定の全ページ

1				1			
正 金				勘 定			
明治九				明治九			
第七月 31	本月中諸方ヨリ受取高	c2	5,702 534	第七月 31	本月中諸方エ払高	c2	5,639 050
第八月 31	全上	c6	228,109 474	第八月 31	全上	c6	228,064 094
第九月 30	全上	c9	106,885 748	第九月 30	全上	c9	106,770 574
第十月 31	全上	c15	157,055 894	第十月 31	全上	c15	157,218 213
十一月 30	全上	c21	214,704 314	十一月 30	全上	c21	208,621 413
十二月 31	全上	c39	233,405 022	十二月 31	全上	c39	237,783 677
					差引残金来十年第一月三日エ送ル	シ	1,765 965
			945,862 986				945,862 986
明治十				明治十			
第一月 3	先月ヨリ送り高		1,765 965	第一月 31	本月中諸方エ払高	c75	516,359 369
第一月 31	本月中諸方ヨリ受取高	c75	514,931 497	第二月 28	全上	c90	185,708 198
第二月 28	全上	c90	187,762 646	第三月 31	全上	c108	321,013 171
第三月 31	全上	c91	323,409 201	第四月 30	全上	c130	198,286 797
第四月 30	全上	c130	194,027 052	第五月 31	全上	c161	302,418 918
第五月 31	全上	c161	303,313 343	第六月 30	全上	c190	329,316 258
第六月 30	全上	c196	328,707 850		差引残金第貳号レジユル江送ル		814 843
			1,853,917 554				1,853,917 554

《図表 6-2》小払金勘定の明治九年の一部

3				3							
小 払 金				勘 定							
明治九				明治九							
第七月	4	小払引当トシテ店方エ渡ス	c1	50	〃	第七月	31	本月中諸入費ノタメ支払高	J1	559	938
	13	全上但シ月給引当トシテ	〃	15	〃			同断残金トシテ正金ニテ受取ル	c1	5	069
	14	全上	〃	440	〃	第八月	31	本月中諸入費ノタメ支払高	J4	701	620
	18		〃	15	〃			同断残金トシテ正金ニテ受取ル	c6	43	364
		[中略]				第九月	30	本月中諸入費ノタメ支払高	J16	718	576
	25	全上	c9	10	〃			同断残金トシテ正金ニテ受取ル	c9	1	433
	26	全上	〃	40	〃	第十月	31	本月中諸入費ノタメ支払高	J30	682	269
		[中略]						同断残金トシテ正金ニテ受取ル	c15	7	731
	20	全上	c19	50	〃			[中略]			
		第四葉江送ル		3,520				第四葉江送ル		2,720	000

《図表 6-3》不動産勘定の明治 9 年 (1876) の部分

29				29							
不 動 産				勘 定							
明治九				明治九							
第九月	25	東京銀座四丁目拾六番地建家作代	J13	2,642	601	第七月	17	新橋貸屋七月分家賃トシテ古谷龍三ヨリ請トル	c1	3	〃
	〃	東京築地宅丁目三番地西洋造家代	〃	400	〃	第十月	14	新橋貸屋八九十ノ三ヶ月分家賃古谷龍三ヨリ請トル	c11	9	〃
	〃	東京柴口宅丁目式番地建家之代	〃	215	〃	十二月	31	差引不動産ノ為ニ払タル金高改テ来一月エ送ル		12,107	373
	〃	東京木挽町九丁目式拾四番地ノ石蔵代	〃	3,530	125						
	〃	東京兜町六番地西洋造家作代	〃	4,000	〃						
	〃	横浜石川口四丁目四拾式番地建家代	〃	739	829						
十一月	29	新橋貸屋七八九十ノ四ヶ月請取アル改テ地代并家賃勘定エ回ス	J37	12	〃						
十二月	23	銀座四丁目拾六番地家屋九分賦金東京府エ納ル	c32	112	〃						
		全九分分子納ル	〃	33	668						
		全上用ニ付東京府エ上納金ノ手数料三井銀行エ戻	〃	〃	330						
	31	兜町六番地家作修繕費金払	J55	206	820						
	〃	東京越前堀島方家作代	J65	227	〃						
				12,119	373					12,119	373

《図表 6-4》家具勘定の明治 9 年 (1876) の部分

31				31							
家 具				勘 定							
明治九				明治九							
第七月	27	宿直其外入用ノ蒲団上貳組中六組下貳組代伊半エ払	c1	23	〃	第七月	27	先取会社ヨリ買入ノ内蒲団五拾枚枚売代金伊買半ヨリ受取ル		34	437
第八月	31	本月中店方ニテ家具買入代トシテ払	J4	4	929	十一月	30	新報局用トシテ本月中ノ払高戻ル		2	120
第九月	25	先取会社ヨリ家具一式買入代トシテ払	J13	1,951	260	十二月	28	横浜支店印刷代金立換ノ分正金ニテ請トル		1	700
	30	本月中家具買入代トシテ払	J16	30	809	31	31	差引残家具代金来十年一月エ送ル		2,280	684
第十月	31	全上	J30	21	014						
十一月	30	全上	J41	23	338						
十二月	1	旧国産方ニテ諸家具買入代	J42	257	088						
	31	本月中家具買入代払高	J55	7	503						
				2,318	941					2,318	941

《図表 6-5》 諸買入勘定の明治 9 年 (1876) の年末の部分

145				145			
諸 買 入				勘 定			
明治九 第十二月	31	前業ヨリ送り高	11,967 899	明治九 第十二月	31	前業ヨリ送り高	6,821 522
[中略]				[中略]			
〃		上海ニテ買入米貸代金預之分来十年工送ル但シ式百式拾葉	5,398 560	〃		長崎支店ヨリ回リタル米代金三千六百九拾四圓五拾六錢三厘内ヨリ入金三百八拾四圓四錢三厘引去り残金来十年工送ル	3,306 120
				〃		目業販先口之売残リ代金式百六拾四圓七錢四厘内売上タル分ノ代金式百拾七圓六錢ヲ引去り残代金来十年工送ル	42 514
				〃		生糸買入内金織清五郎工渡シタル分来十年工送ル	5,500 〃
				〃		肥後煙草(長崎支店ヨリ回リ)式百九代金并雜費来十年工送ル	1,055 095
				〃		毛織或口代金式拾六圓式拾五錢三厘三圓七錢六厘四厘来十年工送ル	70 014
				〃		黒四ツ目銀六拾貳式箱代金来十年工送ル	8 395
				〃		黒ビジョー拾箱代金来十年工送ル	2 〃
				〃		黒ホルク式万組代金来十年工送ル	12 600
				〃		重丹見本巻ヤル分代金来十年工送ル	〃 930
				〃		紺絨式ヤル半代金来十年工送ル	9 375
				〃		浅黄絨四ヤル半(陸軍納)代金来十年工送ル	17 010
			17,428 043				17,428 043

《図表 6-6》 未決算勘定の明治 9 年 (1876) 十二月の借方部分

70			
未 決 算 (左ページ)			
明治九			
[中略]			
第十二月	7	飯島松五郎静岡出張ニ付旅費貸渡ス	c24 20
	19	杉山左七次城出張ニ付旅費引当渡ス	c29 30
	〃	遠藤大三郎千葉出張ニ付旅費引当渡ス	〃 15
	22	橋爪清久郎千葉行ニ付旅費引当渡ス	c31 7
	26	益田新八山梨出張ニ付同断但シ去ル十二月六日	J53 15
	〃	宮本新右エ門千葉出張ニ付同断但シ去ル十二月六日	〃 50
			1,197 463

《図表 6-7》 限月米敷金勘定の明治 9 年 (1876) の貸方的一部分

77			
(限月米売買敷金) 勘 定 (右ページ)			
明治九			
[中略]			
第十二月	31	差引残敷金口戻分改テ来十年工送ル	
		馬関三井銀行工電信為換ヲ以テ送シ分	1,200 〃
		宛明米会所一月限り六百冊枚買附敷金渡シタル分	3,150 〃
		全上二月限り百枚買附敷金渡シタル分	500 〃
			4,850 〃

《図表 6-8》損益勘定の明治 9 年 (1876) の部分

177				177							
損 益				勘 定							
明治九 第十二月	31	旧国産方取扱中之諸課益金高改テ旧国産方損益勘定ニ回ス		明治九 第十二月	1	旧国産方取扱中荷物方益金高	J44	2,031	019		
		荷物方益金高	2,031019		〃	同上 〃 米方益金高	〃	2,031	187		
		唐物方 〃	1,077069		〃	同上 〃 諸産益金高	〃	187	104		
		米 方 〃	2,031187		〃	同上 〃 荷為換手数料受取高	〃	18	480		
		諸 産 〃	187104		〃	同上 〃 唐物方益金高 5344859	〃	1,077	069		
		荷為換手数料	18480	J62	5,344	859	4	山一組鉄鉄売出シノ益金トシテ受取ル	c22	12	833
	〃	旧国産方取扱中之諸課雑費払高損金ニ立ル分下ニ記ス如シ					31	絨買入 益金	J66	82	695
		雑 費	634411				〃	洋銀売買	〃	1,177	539
		賄 費	51558				〃	限月米売買	〃	1,266	461
		地 代	162961				〃	絨諸懸り	〃	2,085	076
		人力車賃	71537				〃	米金地	〃	578	816
		郵便税	13073				〃	口銭請取高	〃	349	727
		電信料	31060				〃	秩禄公債証書利子	〃	280	000
		旅 費	72858				〃	諸買入	〃	44	412
		車力賃	1823				〃	島 方	〃	170	745
		接待費	54330				〃	荷物方	〃	186	258
		月 給	2,925157				〃	陸軍省納メ蒸気機器ノ益金	〃	159	219
		印紙税	23920				〃	勸商局茶勘定 (諸向依頼) 〃	〃	84	720
		人足賃	3472	J65	4,046	160	〃	預ケ合金利息之益金高	J67	992	892
	〃	蚕種紙買入之損金		J67	2,065	075	〃	秩禄公債証書残リ利子付面高八百五拾圓ノ九年分利足請トル	J77	68	
	〃	利息払高ト請取高ト差引不足金		〃	1,016	788	〃	沈没米ノ内瀧米売却代金トシテ受取ル	〃	493	695
	〃	蚕種紙買入之損金ニ追加但横浜ニテ売却ノ		J71	40	250	〃	九州表ニテ買入米大蔵倉工龍上吉米三万〇〇〇石餘八石餘斗五升五合四占	J78	6,381	109
	〃	節商館エトタル賃料支店ニテ立換ノ分払					〃	米六千八百石七斗七升四合并ニ新米五万〇四百五拾四石四斗ノ			
	〃	蚕種紙局工横浜入費分金払		J72	19	916	〃	完買益金高壹万五千七百六拾式門式拾壹石七厘ノ半高益金ナリ			
	〃	本年中貸金ノ内滞金ニ引当トシテ別段預リ置クニ付益ノ内ヨリ出ス		J78	500	〃	〃	同上米代金并ニ諸入費トシテ大蔵倉ヨリ合高式拾三万七千七百五拾九圓〇	〃	711	477
	〃	本年中三池勘定差引残金損金ニ立ル		J79	129	205	〃	九旗六厘ノ千分ノ三割ヲ以テ口換トシテ長崎支店へ渡入ベキ高ナリ	〃		
	〃	差引純益金来十年エ送ル			7,921	912	〃	貳号買入新九州米貳万〇四百五拾四石四斗運送賃増払壹	〃	613	632
					21,084	165	〃	石ニ付三錢ノ割ヲ以テ長崎店江渡スベキ分益金ニ立ル			
										21,084	165

(出所) 「LEDGER (第巻号元帳)」三井文庫所蔵資料資料番号、物産 689。

## VI. おわりに

以上みてきたように、1876年(明治9)7月1日設立の三井物産会社の初期における帳簿組織は、英国から輸入された革表紙の帳簿を用い、現金取引を仕訳する CASH BOOK と、非現金取引を仕訳する JOURNAL と、それらから転記される LEDGER の3つが主要簿であった。伝票と補助簿が利用されたと考えられるが、現存資料からそれらを確認することはできない。締切方法は、損益振替などは仕訳を通す現在の大陸法と同様で、残高の次期繰越は仕訳も通さず残高勘定も設けない英米法と同様である。

三井物産会社の前身の先取会社も CASH, JOURNAL, および LEDGER を用いる同様の帳簿組織であったので(ただし、初年度の記帳は総て英文)、三井物産の簿記会計制度は、先取会社から他の業務や人員とともに引き継いだものと思われる。先取会社の頭取で三井物産の初代社長となった益田孝によって両社の簿記会計制度が整備されたのであろうか。また、副社長の木村正幹も記帳実務を担当したのであろうか⁸。先取会社の帳簿組織は、英語が堪能で米国商館の勤務経験のある益田が整備して、自ら英文の帳簿を記帳したのかもしれない(先取会社の帳簿記入が英

文から邦文に変わっているのは記帳者が変わったためだろうか)。しかし、三井物産創立時の約2ヵ月、益田はほとんど席の温まる間もなく出張していたので(由井 [2007] 231頁)、記帳する時間はもてなかったであろう。木村が、「膨大な会社創立にかかわるペーパーワークの作業」(由井 [2007] 231頁)の一つとして、簿記会計制度を整えたのかもしれない。

ただ、「三井物産会社規則」は設立前の6月に制定されているから、会計システム自体は開業前に整っていたのであろう。また、創業当初の三井物産は慶応出身者が活躍したといわれるので、慶応出身の荘田平五郎を迎えて洋式複式簿記による簿記会計制度を確立した三菱のように(山口 [2012] 413-420頁)、三井物産の「勘定方」も慶応出身者から人を得たのかもしれない(創業時の三井物産の帳簿には少なくとも2つ以上の筆跡が認められるので、記帳担当者は複数であったと考えられる)。

想像を逞しくすることは歴史研究には禁物であろうが、上の疑問を解明できれば、明治期における簿記会計近代化の実態がより明らかになるであろう。今後の課題としたい。

#### 注

- 1 原文横書きのものを縦書きに改め、かなづかいは現代かなづかいにし(カタカナは、外来語等を除き原則として、ひらがなに直した)、漢字の字体は、常用漢字や一般通行の字体に改め、また、惣、換などいくつかの漢字はそれぞれ総、替などに統一した。代名詞、副詞、接続詞、助詞、助動詞で漢字体使用のものは、原則として、ひらがなに改めた。濁音表記のないものには濁点を付し、難読字にはルビを振り、句読点を補った。誤字・宛字・脱字・過字等は原資料通りとし、「ママ」などのルビを振った。
- 2 1876年末においては、図表1に示したように、三井銀行勘定の残高は11,800円、三井銀行勘定流質勘定の残高は1,808円余であったが、その外に、預り金勘定の中に501円余と45,000円との三井銀行からの預り金が含まれている。また、図表3に示したように、第一国立銀行当座預け金勘定残高は0であった。
- 3 三井組大元方が現金で融資したわけではなく、三井物産会社が先取会社から引き継いだ不動産、家具、および抵当付前貸金の合計22,978円81銭5厘之代金を大元方が肩代わりし、それを三井物産の大元方からの借入金とし、端数の78円81銭5厘は現金で大元方に戻している(本稿・図表4、図表5、三井文庫 [1980] 251頁)。
- 4 当時の西洋紙の帳簿やペン・インクは高価な輸入品であった(西川孝 [1971] 225頁)。久野 [1974] 9頁によれば、1881年(明治14)に函師民喜は、「西洋帳簿は却て経費の冗を増し、煩手の多を致すのみと云う説を駁せんと」して次のように述べている。「多冗の入費を要すとは蓋し品質上等の用紙を用い、加うるに立派なる表装を加うるを云うなるべし。しかれども西洋帳も必ず立派なる表紙を用いるにも及ばざるなり。もし中等の和製洋紙を用い、日本帳簿の如き粗雑なる表紙を用いて製本すれば、何ぞ又多分の入費を要するを思えん。」(孫引きの筆者=西川がカタカナをひらがなに直し、句読点を振った)。

なお、洋装本は、「人力車や女学生の袴スタイルなど同じく「文明開化の発明品」」で、「つまり、明治初期に欧米の革装丁の洋書に出会った印刷・製本・出版業者がそれを解体・分解して構造を徹底研究したあげく、これに日本的要素を加えて(例えば表紙の革を紙や布に換えて)作り上げた「擬洋風」の本であり、「洋装本」という言葉の通り、和本とも、また欧米の仮綴本とも革装丁本とも異なる和洋折衷のハイブリッド本なのである」といわれる(鹿島 [2012] 59頁)。

ちなみに、『帳合之法』や『銀行簿記精法』をはじめ、刊行の簿記書のほとんどが和装本である。市販



- 簿記テキストでは1878年(明治11)の藤井清『和欧帳面くらべ』および森島修太郎(訳)『三菱商業学校 簿記学例題 完』が洋装本の刊行として早いものであろう。西川孝治郎によれば、『銀行簿記精法』には洋綴じの1冊本もあるとのことだが(西川孝 [1982] 17頁)、革装丁本か仮綴本か洋装本かは不明。
- 5 麻島昭一は、三井文庫に現存する三井物産会社の明治期の決算報告書の総てを、それらの史料の名称が一定していないこと考慮して(外題と内題の異なる史料もある)、報告書の内容ごとに整理した決算報告書リストを作成している(麻島 [2011])。
  - 6 第一国立銀行の第1期末貸借対照表は、大蔵省・紙幣寮に提出した横書き(漢数字による位取り記数法)、勘定式の「第一国立銀行半季實際報告」では負債資本の部である「貸方」(右側)が「株金」・「本社紙幣流通高」・「預金」・「借金」・「抵當金」・「純益金」に区分され、新聞に公告された縦書き報告式の(漢数字の位取り記数法)「第一国立銀行明治九年上半年季決算報告」では「借方 銀行ノ負債義務ニ屬スル分」(無区分)の末尾近くに(「貯蓄金」,「滞貸抵當」,および「當半季純益金」の前)「株金」が掲げられている(片野 [1968] 38, 42-43頁)。明治10年の「国立銀行報告差出方規則附録」の雛形(横書き・勘定式・アラビア数字使用)では「借方」(左側)が、「政府ヨリ借」・「人民ヨリ借」・「他店ヨリ借」・「補正勘定」・「株主ヨリ借」・「損益勘定」に区分されていて(片野 [1968] 51頁)、三井銀行の1880年(明治13)上期末の「半季實際報告」も、漢数字を用いていることと「補正勘定」がなくて「株主ヨリ借」が「株主勘定」に代わっていることを除けば、この雛形に従っている(日本銀行 [1957] 附録458頁)。時代は少し下るが、1886年(明治19)上期末の縦書き勘定式の「日本郵船会社資産負債勘定」は、下段側の無区分の「負債ノ部」の冒頭に「株式勘定」がある(久野 [1987] 184頁)。
  - 7 麻島昭一は、重くて嵩張り、出納の大変な元帳を利用する研究者の便のために、三井文庫に現存する膨大な量の三井物産の総ての元帳を須賀博樹とともに悉皆調査して、それらの各元帳に設けられた総ての勘定を網羅したリストを作成している(麻島 [2009])。
  - 8 1881年(明治14)の創立時から伝票式の複式簿記を採用した小野田セメントの創立者である笠井順八と、三井物産の木村が似たような経歴を有するのは偶然だろうか。同社の社史によれば、笠井は、長州藩の財務等を掌る役職を経て、山口県会計大属となり、勸業局主任に転じ、また、小野田セメント設立時からの会計担当者であった大谷正三が県庁の会計主任であった(小野田セメント [1952] 180-182頁)。一方、木村は長州藩士時代に藩役所で経理事務に終始し、維新後は京都府の大属、勸業掛となった(由井 [2007] 223頁)。

## 文献

- 安藤英義 [2004] 「一橋と簿記と西川文庫」一橋大学附属図書館報『鐘』第47号(2004年10月)
- 麻島昭一 [2009] 『三井物産元帳の内容検索—明治9年~大正11年—』麻島昭一
- 麻島昭一 [2011] 『三井物産の財務諸表リスト—明治9年~33年—』麻島昭一
- 岩崎彌太郎・岩崎彌之助傳記編纂會(編) [1967] 『岩崎彌太郎傳 上・下』岩崎彌太郎・岩崎彌之助傳記編纂會
- 大江清一 [2006] 「明治前期における金融当局検査の考察—第一国立銀行に対するシャンドの銀行検査報告書を中心として—」『社会科学論集』(埼玉大学 2006年11月)
- 大江清一 [2007] 「明治前期における金融当局検査の形成過程—シャンド後の銀行検査官報告書概要に見る銀行検査の特徴—」『経済学論究』(埼玉大学 2007年4月)
- 小野田セメント(株) [1952] 『回顧七十年』小野田セメント(株)
- 粕谷誠 [2002] 『豪商の明治—三井家の家業再編過程の分析—』名古屋大学出版会
- 鹿島茂「神田神保町書肆街考 23」『ちくま』第494号(2012年5月)
- 片野一郎 [1968] 『日本財務諸表制度の展開』同文館
- 片野一郎 [1977] 『日本・銀行会計制度史(増補版)』同文館
- 加藤俊彦・大内力 [1963] 『国立銀行の研究』勁草書房
- 暹度, 啊爾噠 [Shand, Alexander Allan] (述), 海老原濟・梅浦精一(訳) [1873] 『銀行簿記精法』5冊,

- 大蔵省 (西川孝治郎編集解説の5冊の合本複製あり、『復刻叢書 簿記ことはじめ〈3〉』雄松堂書店, 1979)
- 白坂亨 [2011] 「国立銀行条例の生成過程に関する一考察 (1)」『経営論集』第22号 (大東文化大学 2011年11月)
- 白坂亨 [2012] 「わが国における金融検査制度の生成過程」『会計史学会年報』第30号 (2011年度)
- 新保博 [1964] 「国立銀行条例の成立」『国民経済雑誌』第110巻第3号 (神戸大学 1964年9月)
- 高寺貞男 [1974] 『明治減価償却史の研究』未来社
- 高橋伸子 [2009] 「国立銀行創生期における通貨政策と会計の役割」『会計理論学会年報』第23号
- 津村怜花 [2007a] 「明治初期の簿記書研究—福澤論吉『帳合之法』に関する一考察—」『六甲台論集—経営学編—』第54巻第1号 (神戸大学 2007年6月)
- 津村怜花 [2007b] 「明治初期の簿記書研究—『帳合之法』の果たした役割—」『會計』, 第172巻第6号 (2007年12月)
- 津村怜花 [2009] 「『銀行簿記精法』(1873)に関する一考察」『六甲台論集—経営学編—』第56巻第1号 (神戸大学大学院 2009年月)
- 津村怜花 [2010] 「『馬耳蘇氏記簿法』および『馬耳蘇氏複式記簿法』に関する一考察」『日本簿記学会年報』第25号
- 長井實 (編) [1939] 『自叙益田孝翁傳』長井實
- 西川孝治郎 [1967] 「三菱の発祥と複式簿記」『商学集志』第36巻第2・3号 (日本大学 1967年4月)
- 西川孝治郎 [1971] 『日本簿記史談』同文館
- 西川孝治郎 [1982] 『日本簿記学生成史』
- 「西川孝治郎氏論文リスト」<http://www.lib.hit-u.ac.jp/service/tenji/k15/nishikawaronbun.html>
- 西川登 [1996] 「社史に見る西洋式簿記の導入」『商経論叢』第31巻第3号 (神奈川大学 1996年3月)
- 日本銀行調査局 (編) [1957] 『日本金融史資料 明治大正編 第3巻 銀行全書』大蔵省印刷局
- 久野秀男 [1970] 「三菱会社初期の会計制度—その沿革と問題点—」『学習院大學經濟論集』第7巻第1号 (学習院大学 1970年6月)
- 久野秀男 [1974] 「日本近代会計成立史論考 (1)」『学習院大學經濟論集』第10巻第4号 (1974年3月)
- 久野秀男 [1974] 「日本近代会計成立史論考 (2)」『学習院大學經濟論集』第11巻第2号 (1974年10月)
- 久野秀男 [1975] 「日本近代会計成立史論考 (3)」『学習院大學經濟論集』第11巻第4号 (1975年3月)
- 久野秀男 [1976] 「日本近代会計成立史論考 (4)」『学習院大學經濟論集』第13巻第1号 (1976年9月)
- 久野秀男 [1987] 『わが国財務諸表制度生成史の研究』学習院大学
- 久野秀男 [1992] 『会計制度史比較研究』学習院大学
- ブライアント, スタラットン (著), 福澤論吉 (訳) [1873] 『帳合之法 卷之一』2冊, 慶應義塾出版局
- ブライアント, スタラットン (著), 福澤論吉 (訳) [1874] 『帳合之法 卷之二』2冊, 慶應義塾出版局
- (西川孝治郎編集解説の明治6~7年刊の合本複製あり、『復刻叢書 簿記ことはじめ〈1〉』雄松堂書店, 1979)
- 三井文庫 (編) [1974] 『三井事業史 資料篇三』三井文庫
- 三井文庫 (編) [1980] 『三井事業史 本篇第二巻』三井文庫
- 山口不二夫 [1998] 『日本郵船会計史: 財務会計篇』白桃書房
- 山口不二夫 [2007] 「三菱商会 1873年の廻漕会計表と運賃勘定」『三菱史料館論集』第8号
- 山口不二夫 [2008] 「三菱 1874年の各船舶の収支勘定書」『三菱史料館論集』第9号
- 山口不二夫 [2012a] 「三菱簿記法制定以前の三菱の会計—三菱・日本郵船の会計発展の源流—」千葉準一・中野常男 (責任編集) 『体系 現代会計学 [第8巻] 会計と会計学の歴史』中央経済社
- 山口不二夫 [2012b] 「三菱簿記法以前の三菱の和式帳簿 1872年から1875年」『会計史学会年報』第30号 (2011年度)
- 由井常彦 [2007] 「明治期三井物産の経営者—木村正幹, 馬越恭平, 上田安三郎, 渡辺専次郎について—」

## 『三井文庫論叢』第41号

## 三井文庫所蔵資料

- 「先收會社規則」(資料番号, 物産 214-2)
- 「三井物産會社規則」(同, 追 765-1)
- 「明治九年第十二月卅一日 惣勘定書 東京三井物産會社 元方・会計方」(物産 528-1)
- 「寫 明治九年度惣勘定書 東京三井物産會社」(物産 528-2)
- 「貸之部 明治十年總勘定明細書」(物産 529-1)
- 「借之部 明治十年總勘定明細書」(物産 529-2)
- 「明治十年中損益勘定」(物産 529-3)
- 「第壹号 十年損益勘定明細書ノ内 明治十年中諸品賣買口錢勘定」(物産 529-4)
- 「第貳号 十年損益勘定明細書ノ内 明治十年中諸品賣買損益勘定」(物産 529-5)
- 「CASH (先收會社 明治七～九年)」(物産 617)
- 「JOURNAL (先收會社 明治七～九年)」(物産 618)
- 「LEDGER (先收會社 明治七～九年)」(物産 620)
- 「CASH BOOK (三井物産會社 明治九年七月～十年十一月)」(物産 621)
- 「JOURNAL (三井物産會社 明治九年七月～十一年九月)」(物産 662)
- 「LEDGER (三井物産會社 第壹号元帳 明治九年七月～十年六月)」(物産 689)

## 付記

本稿作成の過程で、飯野幸江先生、岡村勝義先生、北浦貴士先生、白坂亨先生、高橋伸子先生、津村怜花先生、橋本寿哉先生、山田ひとみ先生、吉川直希先生、山口不二夫先生より有益な助言・コメントを頂きました。ここに記して感謝の意を表します。